

平成31年4月からの市立幼稚園の入園申し込み（特別な支援を要する幼児） について

平成31年4月から市立幼稚園に入園を希望する「特別な支援を要する幼児」の入園申し込み手順については下記のとおりです。

※特別な支援を要する幼児とは、発達障がいなどにより特別な支援が必要とされ、公立小学校での通級指導教室、特別支援学校への入級に相当する程度の障がいのある幼児のことをいいます。

※市立認定こども園（1号認定）は、特別な支援を要する幼児についても他の幼児と同様に利用申し込みを受け付けます。申し込み手続きについては、11月初旬に別途掲載いたします。

① 申込受付期間

平成30年10月22日（月）～11月1日（木）

希望する幼稚園に利用申込みを行っていただき、幼児の状態や必要な支援などの面談を行います。入園申込書類は申込受付期間中、各幼稚園にあります。

② 11月29日（木）頃

面談や問診票をもとに、高松市立幼稚園特別支援教育支援会で協議し、協議結果通知書を発送します。

③ 協議結果通知書を受け取り、12月7日（金）までに

希望する幼稚園へ、「支給認定申請書」を提出し、支給認定申請を行ってください。

支給認定申請書は11月12日頃から各幼稚園にあります。

④ 抽選日：12月28日（金）

※定員を超えた場合のみ抽選を行います。

⑤ H31年1月頃

入園が内定した人へ、入園周知会の案内状を発送します。